

特定家畜伝染病防疫指針の変更について（案）

令和 5 年 12 月 22 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

1 背景・経緯

- （１）「特定家畜伝染病防疫指針」（以下「防疫指針」という。）については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。）第3条の2第6項に基づき、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされている。
- （２）豚熱については、本年8月末に平成30年9月以降九州で初めてとなる豚熱の発生が佐賀県で確認され、北海道を除く46都府県がワクチン接種推奨地域に指定されたことから、現場の作業効率化を図る必要がある。
- （３）アフリカ豚熱については、国内侵入時の野生いのししにおける対応の具体化を進めており、「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」を示すこととしているところ。感染拡大の原因となる野生いのししの死体の適切な処理等により、野生いのししにおける初動対応を適切に進める必要がある。
- （４）さらに、これらの疾病が発生した際の殺処分頭数を低減させる取組として、養豚農場において分割管理を進める上で、飼養管理者を分ける必要がある点が課題となっており、養鶏農場と同様に認めて欲しいとの意見がある。
- （５）これらのことから、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」及び「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に所要の変更を行うこととしたい。

2 変更の方針（留意事項含む。）（案）

以下の事項を中心として変更を検討することとしたい。

（１）豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

- ① 豚熱ワクチンを接種した豚等を、接種農場から接種区域内の他の農場やと畜場に移動させる際のV字標識の義務付けを削除
- ② 病性鑑定時等における蛍光抗体法の実施の義務付けを削除
- ③ 疑似患畜のうち、発生農場で豚等の飼養管理に直接携わっているものが直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養される豚等の定義の一部変更

（２）アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

- ① 移動制限の対象項目に野生いのししの死体等を追加
- ② 野生いのししに対する防疫措置の準備について具体化

3 今後のスケジュール（案）

- （１）牛豚等疾病小委員会及び野生イノシシ豚熱対策検討会において、変更の方針について議論。
- （２）都道府県への意見照会及びパブリックコメントを実施。
- （３）（１）及び（２）の結果を家畜衛生部会に報告し（２月上旬目途）、諮問について答申を得た後、速やかに防疫指針を変更。

○家畜伝染病予防法（抄）

（特定家畜伝染病防疫指針等）

第3条の2

1～5 （略）

6 農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、都道府県知事の意見を求めなければならない。